

地域保健課における後援名義の使用承認事務処理要領

1 趣 旨

保健福祉部健康安全局地域保健課の所管に係る各種事業に対する北海道の後援の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

2 後援の承認基準

後援等を承認する各種行事は、道民を対象とした講演会、セミナー等の他各種行事等（以下「行事」という。）であり、次に定める後援等の承認基準に全て適合するものとする。

- (1) 本道の保健医療福祉の推進に寄与すると認められ、道民を対象とした行事で、その主催する者の営利を主たる目的とするものではないこと。
- (2) 行事の参加対象者が、原則全道的な範囲に及ぶもので、一地域に限定されるものではないこと。
- (3) 行事が一般に公開されていること。
- (4) 主催する者又はその団体の役職員が次のいずれかに該当しないものであること。
 - ア 犯罪容疑で取り調べを受けている場合
 - イ 犯罪事件で裁判所に係属している場合
 - ウ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合
 - エ 社会的に不道德な行為とみなされるものを常態として行っている場合
 - オ 過去に後援を承認した行事において、承認にあたり付した条件に違反した事実がある場合
 - カ 行事の内容、資金計画等から実施に不安があると考えられる場合
 - キ その他、承認することが不相当と考えられる場合
- (5) 行事の開催される会場については、災害防止等の必要な対策が講じられていること。

3 申請手続

後援等の承認を受けようとする者は、別紙様式1に必要事項を記載し、次の書類を添えて保健福祉部長に申請するものとする。

- (1) 事業企画書、実施要綱・要領等
- (2) 事業の収支計画書
- (3) 主催者が民間団体の場合は、その性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄付行為、会則、役員名簿等）
- (4) 北海道エコイベント指針（平成20年10月6日付け環政第947号）で定める「環境に配慮したイベントを実施するためのチェックシート」（別紙様式2）
- (5) その他、補足資料

4 後援等の承認

- (1) 後援等の申請があった場合には、この承認基準に適合するか否かを審査の上、後援等の承認を決定するものとする。
- (2) 後援等を承認した場合は、別紙様式3により通知するものとする。
- (3) 後援等を承認しない場合は、別紙様式4により通知するものとする。

5 各種報告

- (1) 後援等の承認を受けた主催者は、申請した事業の内容に変更（軽微なものを除く。）があった場合は、別紙様式5の報告書に必要事項を記載し、次の資料を添えて保健福祉部長に直ちに報告しなければならない。
 - ア 申請書に添付した資料のうち内容が変更されたもの
 - イ その他、変更に係る補足資料
- (2) 後援等行事終了の報告
後援等の承認を受けた主催者は、事業が終了したときは、別紙様式6に次の資料を添えて保健福祉部長に速やかに報告しなければならない。
 - ア プログラム等
 - イ 北海道エコイベント指針で定める「環境に配慮したイベントを実施するためのチェックシート」（本要領3-(4)に同じ、別紙様式2)
 - ウ その他、補足資料

6 是正の勧告等

- (1) 後援等の承認を受けた事業の主催者又は関係者が、この要領に反する行為を行っている疑いがある場合は必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、主催者にその是正を勧告する。
- (2) 主催者が6の(1)の勧告に従わない場合は、保健福祉部長は速やかに承認を取消し、その趣旨を主催者に通知するとともに、必要な措置を講じさせるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。